

# 事務所コラム

2018年4月16日(月)

〒133-0052 東京都江戸川区東小岩 6-21-3

東京RS税理士法人

TEL 03-5612-1821 FAX 03-5612-1822

Email [reiko@ebihara-tax.jp](mailto:reiko@ebihara-tax.jp)

## 領 収 証

「領収証」という変な歌があります。30年位前からあるようですが、何故かスナックのママさんに妙に受けています。

歌詞の内容の一部は下記のとおりですが、これが税務調査においては大変なことになります。

今夜は、お客のご接待

⋮

もらった白紙の領収証  
やさしいオカミの思いやり

⋮

金額かいてはいけません  
日付をいれてもいけません

⋮

白紙で下さい領収証  
できれば下さい2～3枚

⋮

万の位にチョイト棒引けば  
みごとにふえます領収証  
ボールペンの色がちがいます  
収入印紙もありません

### 白紙の領収証を渡してはダメ！

製造業、建設業、卸売業等においては白紙の領収証は発行しないと思いますが、飲

食店では、お客さんから「白紙の領収証を下さい。できれば2～3枚」と言われることがあります。これをサービスの一環だと思って気軽に渡すと、後でとんでもないことになります。

### 貰った会社では架空経費になります

渡したお店では売上除外になることがあります。調査官が金額のおかしい領収証が沢山あるなどと思ったら、即、反面調査で発行した店に行きます。当然、売上には載っていません。その結果、売上除外で修正申告を出して重加算税をかけられます。

同じように、領収証を貰って経費とした会社に調査が入り、これを資料せんとして取っておき、その後発行した店の調査で売上とぶつけると当然合いません。調査官は売上除外だと言います。店が「それは白紙の領収証の分だ」と言ってもまず通りません。領収証を白紙で渡すこと自体が、脱税の幫助となるからです。

白紙の領収証の発行にはくれぐれもご注意ください。



結局、面倒な事にしかなりませんから、やらない方が身のためです